

巴川予測システム構築研究会（第4回）

議事要旨

日時：令和7年3月27日（木）15:00～17:00

場所：web開催

1. 資料

- 議事次第
- 資料1：巴川予測システム構築研究会（第4回）出席者名簿・配席図、設置要領
- 資料2：(仮称) 二級河川巴川流域水位・氾濫域予測システム構築（第3回）研究会 議事要旨
- 資料3：巴川予測システム構築研究会（第4回）説明資料

2. 議事内容

2.1 説明・討議①

「1 第3回研究会のご指摘と市の対応方針」、「2 巴川浸水推定システムの活用方針」、「3 避難行動に繋げるための周知方法」について、事務局より説明し、以下の討議があった。

岩見委員：現時刻の浸水推定範囲については、実況雨量（解析雨量）を用いて浸水解析を実施し、浸水センサーの検知情報で補正することで、現時刻の浸水範囲を推定すると理解したが、解析雨量はデータ配信の遅延時間が約15分であり、また浸水センサーによる補正と合わせて、浸水範囲をシステムで提示するまでにどの程度タイムラグが生じるのか。

→**事務局**：検証計算ではより精度が高いと想定される解析雨量を使用しているが、システムでのリアルタイム計算では、更新頻度が高く、データ配信の遅延時間も5分程度と短い高解像度降水ナウキャストを使用する。また、浸水センサーの検知情報についても取得にほとんど遅延時間がないことを確認している。そのため、そこまでの長いタイムラグは生じない。

岩見委員：水防法15条-11を巴川の情報提供の根拠として示しているようであるが、条文には「当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く）」と記載されており、巴川と長尾川は、静岡県の水位周知河川であるため、除かれるように思うが、いかがか。

→**事務局**：ご指摘の通りであり、誤解を与えない記載内容に修正する。

岩見委員：試験運用では、予測雨量を1.5倍した1時間先の浸水推定範囲を、「避難指示の参考情報」として公開するということのだが、気象業務法に抵触しないことを気象庁に確認はしているのか。

→**事務局**：気象庁・国土交通省に直接の確認はしていないが、避難指示の参考情報として、予測雨量を1.5倍した推定値を公開することは、気象業務法に抵触しないと考えている。

→**岩見委員**：気象業務法では、現象の予想を対象にしていると認識しているが、1時間先の浸水推定範囲を市民に周知する場合は、気象業務法に抵触しないか気象庁に確認する必要があると思う。

牛山委員：1時間先の浸水推定範囲を浸水想定区域と重ねて住民に周知するということがであるが、両者の表現が紛らわしく、一般市民が混乱する可能性がある。そのため、「浸水推定範囲」という記載を「浸水している（浸水する）と推定される範囲」などに修正した方がよい。また、浸水想定区域についても、「河川が氾濫した場合浸水が想定される範囲」など、わかりやすい内容に修正した方がよい。

→**事務局**：ご指摘の通り、対応する。

牛山委員：1時間先の浸水推定範囲は、内部利用ではなく住民に公開していく方向で話しが進んでいると理解した。これが気象業務法などに抵触しないという判断を静岡市のみで行うべきではないと思う。法制度的な判断は本会だけでは議論できないと思われるので、気象庁および国土交通省の関係部局に確認することを強く希望する。

→**吉田会長**：避難指示は、今後浸水する恐れがあるエリアを予測して発令しているわけであるが、これは予報ではないため気象業務法に抵触していない。そうであれば、避難指示の参考資料として、システムの浸水推定範囲を住民に周知することは予報には該当しないと考えている。

牛山委員：避難情報の発令は市町村の権限であり、避難情報の参考資料として、公表されている水位等の観測情報や洪水キキクルの情報を住民に周知することは違和感がない。また、避難情報の判断の際に、静岡市での内部的な利用として予測情報を利用することも、特に違和感はない。一方、独自の予測情報（浸水推定範囲）を住民に周知することは避難情報とは話が別であるように思う。

今回の取り組み自体を否定するつもりはないが、行政的・法制度的なことについては、委員としてその是非の判断はできないので、所管機関である気象庁・国土交通省の関係部局の確認を得ずに、予測情報を住民に周知するということがあれば、賛同はできない

→**事務局**：気象庁・国土交通省の関係部局に確認をする。

→**塚田副会長**：気象庁・国土交通省の関係部局に確認し、その結果を委員の方々に回答する。

→**牛山委員**：現時点では静岡市の考え方には賛同できない。気象庁・国土交通省の関係部局への確認結果を踏まえて判断したい。

佐山委員：牛山委員の意見に賛同する。1時間先の浸水推定範囲を住民に周知することは予報に該当する可能性があり、気象庁・国土交通省の関係部局に確認することが前提であると考えている。

山田（真）：1時間先の浸水推定範囲の住民への周知については、気象庁・国土交通省の関係部局に確認をお願いしたい。

また、説明資料3のp15に示されている浸水想定区域図は巴川や長尾川等の外水氾濫エリアを最大包絡して作成している。巴川浸水推定システムでは、内外水を対象とした解析を行っており、異なる事象を対象とした計算結果を同じ画面に重ねて表示することが妥当なのか確認する必要があると思う。例えば、巴川浸水推定システムに想定最大規模の外力を与えた場合、計算結果が浸水想定区域図と重なるのかといった観点で、再度精査していただきたい。また、令和7年度から試験運用をするということだが、毎年発生する洪水に対してシステムの精度を検証していくことが重要と考える。

→**事務局**：住民との密なコミュニケーションにより、周知する情報の有用性などを確認しながらシステムの提供情報などを改善していきたい。また、今後発生する洪水に対して継続的に精度検証を実施していきたいと考えている。浸水推定範囲の提供方法（浸水想定区域と重ねて表示等）についても、運用しながら必要に応じて見直すことを考えている。

牛山委員：山田委員と同じ意見であり、浸水想定区域図は、破堤による氾濫も考慮しており、巴川浸水推定システムで対象としている事象とは異なる。誤解などを与えないためにも、浸水想定区域図は表示せずに、浸水推定範囲のみを表示してもよいのではないかと思う。

以上